



2018年入管法改定と福島

福島県では、2011年東日本大震災・福島第一原発事故によって県内総人口がこの9年間で16万人減少する一方、県内の外国人数はここ4年間で4,000人も増加した(表1)。県内の地場産業で働く技能実習生などが急増したからである。

●突然の依頼

先月、県内の労働組合から突然、電話があった。工場で働くフィリピン出身の技能実習生二人が駆け込んできた、彼らが給料遅配に対して工場に文句を言ったら、解雇と寮退去を命じられたという。組合としては工場に団交を申し入れるが、二人とも日本語が十分ではないので通訳を探してほしい、という依頼であった。

あまりにも急な話なので困惑したが、この間、フィリピンの移住女性やベトナムからの技能実習生の相談活動に取り組んでいるカトリック教会の実務者に相談し、急ぎよ東京から通訳を派遣することにした。これは福島だけの事例ではなく、全国各地で起きている事態なのである。

●技能実習制度

現在、ベトナム・中国・フィリピン・インドネシ

ア・タイなどから328,360人が、「技能実習」という在留資格で全国各地で働いている。この制度は、「人材育成を通じた開発途上地域への技能の移転による国際協力を推進する」という法目的を掲げているが、実際にはどうなのか？

政府資料によると、技能実習生を受け入れている事業所の約71%が労働関係法令に違反していること(厚生労働省資料)、受け入れ事業所から「離脱(失踪)」した技能実習生は2013年3,566人から2017年7,089人にも倍増していること、離脱した理由として67.2%が「低賃金」「契約賃金以下」「最低賃金以下」と回答している(法務省資料)。

また彼ら彼女らの89%が、本国の送り出し機関に支払う資金(日本語講習代や保証金、手数料、不当に高額な渡航費用などで一人100万円とも言われている)を「借金」して渡日していること、さらに日本の職場では、日常的に暴力を受けたり、帰国を強制されることなど(技能実習生問題弁護士連絡会資料)、人権侵害のさまざまな事例が明らかになっている。

<表1> 福島県の総人口/外国人労働者数の推移

| | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 1,936,008 | 1,913,131 | 1,898,157 | 1,879,235 | 1,860,551 |
| 外国人労働者数 | 9,963 | 10,719 | 11,817 | 12,794 | 13,521 |
| 「技能実習」 | 3,386 | 4,323 | 5,833 | 6,914 | 8,130 |
| 「留学」 | 1,248 | 1,570 | 2,229 | 2,653 | 3,337 |
| | 160 | 327 | 709 | 865 | 945 |

*総人口は、各年12月1日現在(出典:総務省HP)

*外国人労働者数は、各年12月末現在(出典:福島県国際課)、2018年は速報値(出典:法務省HP)

*外国人労働者数と、その在留資格別内訳の「技能実習」「留学」数は、各年10月末現在(出典:厚生労働省HP)

このように、「国際貢献」という建前と過酷な労働実態とが、乖離する一方の技能実習制度に対しては、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会が、その是正を強く求めてきた。また福島県内の自治体でも、「実習生の待遇改善に取り組むべきだ」と21市町村が回答している（共同通信2016年アンケート調査）。

●「特定技能」の新設

しかし政府は、是正・改善措置をいっさいとることなく、この技能実習制度をさらに補完・拡充するものとして、今回、「特定技能」を新設した。この改定入管法は昨年12月8日に国会で成立し、今年4月1日から実施された。

「特定技能」では1号と2号に分けられていて、「相当程度の技能水準と日本語能力をもつ者」とされているが、技能実習3年修了者は試験が免除され「特定技能1号」に移行できる、としている。つまり、「労働力不足の職種」（介護・外食・建設・宿泊業など14分野）に、外国人労働者を投入する。政府試算では5年間で34.5万人。そして、在留期間1年（農業・漁業の職種は6カ月／4カ月）ごとに更新し（最長5年間）、景気の好不況に合わせた「労働市場の調整弁」とする、というのである。

特定技能1号では、技能実習生と同様、家族の帯同を認めない。特定技能1号も2号も「同分野での転職可」としているが、法文には明記されていない。また本国での送り出し機関／日本での受け入れ機関から、悪質な仲介業者を排除する規定もない。その上、受け入れ事業所によるパスポートの取り上げや強制帰国を禁止する規定もない。賃金については法務省令で定める、としているだけである。

このように移住労働者を「外国人材＝モノ」として扱う制度は、技能実習生に対すると同様に、いやそれ以上に、複雑化した形で人権侵害を惹起させることになるだろう。

●移住者にとって日本語学習とは

別冊のEIWAN『ふくしま移住女性支援2018年度報告書』（2019年6月発行）にあるように、福島県でも、ベトナムや中国、フィリピン、タイなどから「技能実習生」が多く来て働くようになり、その数は3,337人となる（表1）。この他に、「資格外活動（月28時間以内）」としてコンビニなどで働く「留学生」は945人となり、県内の外国人労働者の数は、特別永住の在日コリアンの労働者を除くと8,130人となった。その41.4%は、県内の製造業で働いている。県内の地場産業は、外国人労働者なしでは成り立た

ない状況になりつつあると言えるかもしれない。

技能実習生たちは、私たちEIWANが開設している福島市と白河市にある日本語サロンに通ってくる。なかには、夜勤を終えて一睡もせずに日本語学習に来たり、自転車で会社の寮から1時間もかけて通ってくる。また、本国に夫と子どもを置いて、福島へ働きに来ていた20代の女性もいた。

彼ら彼女らの学習意欲は、きわめて旺盛である。日本語サロンの作文に、こう書いている（以下、原文のママ）。

【Aさん】

《私はベトナムから来ました。今まで2年間住んでいます。あと1年あまりでベトナムに帰ります。日本に住んでいるうちに日本語をもっと勉強しないとイケません。EIWANのおかげで日本語能力試験N4とN3に合格しました。次はN2レベルを受けたいです。

日本語は私にとっていちばんむずかしいと思います。しかし日本語を勉強すれば、勉強するほどおもしろいです。日本語を通じて日本人と日本の文化が分かりつつあります。私は日本語を勉強するとき目的が二つあります。一つは自分の日本語能力を知るため、二つ目はベトナムに帰ったら日本語に関係した仕事ができるようになるからです》

【Bさん】

《私は2年前に日本へ来ました。1年目は日本語があまり分かりませんでした。漢字も全然分かりませんでした。あと2年間日本に住まなければなりません。私は日本語を勉強しなければならぬと決めました。私は管理の人〔注：監理団体の通訳〕に相談しました。2週間後、管理の人は勉強する場所を教えてくださいました。管理の人は「遠いですよ」と言いましたが、大丈夫ですと私はこたえました。自分で電車に乗らなければならないので、管理の人に説明してもらいました。

それから勉強の日が来ました。最初、私は全然分かりませんでした。分からなかったら、先生が教えてくださいました。2週間後、私は勉強しに来ました。そのとき、タイ人に会いました。勉強が終わってから、タイ人のお姉さんと話しました。お姉さんは優しいです。私はとてもうれしかったです。タイ人がここにいるとは思いませんでした》

【Cさん】

《私は日本に15年住んでいます。家族がいます。子供たちは三年生と五年生です。休みの日みんなでお出かけします。日本はすばらしい国なので、おもしろ

い所がいっぱいあります。

半年前に私は工場で仕事を始めました。全部分かるように日本語のレベルを上げなければならないので、日本語の勉強をがんばっています。一番難しいのは漢字だと思います。何回も復習しないと覚えないうです。でも、覚えたらいろんな必要なものを読めるから、生活は楽になりました」

●移民政策への転換

AさんやBさんのように、技能実習生として福島で働く移住労働者たちにとって、またCさんのように、結婚などで福島に住むようになった移住女性たちにとって、日本語を獲得していくことは、文字通り「将来の生活」がかかっていることなのである。そして日本語教室は、同胞間の「情報交換の場」であり、日本語サポーターたちとの貴重な「日本社会の交流の場」ともなっている。

福島県国際交流協会では毎年、県内の日本語教室の現状を調査している。今年の調査結果を見ると、2011年震災の前後で、教室の数は大きな変動はないが、日本語学習者の数は、とくにここ2年間で増加する一方、日本語サポーターの数が減少していることである。

その要因としては、学校教員などを定年退職して日本語サポーターを担ってくれていた「団塊の世代」

の高齢化が進んだことや、若くて意欲的な日本語サポーターたちが日本語学校の教員などになっていたことなど……が考えられる。それは致し方のないことでもある。日本語教室の多くは、EIWANと同様、無償のボランティアの熱意によって、運営されているからである。こうした厳しい状況は、福島県内だけではなく、全国の日本語教室においても同様のようである。

いっぽう、膨大な移民・難民に直面している諸外国はどうだろうか？ たとえば、1990年代後半から移民政策へと転じたドイツでは、政府予算によって移民に対して、ドイツ語の基礎言語講習＋言語向上講習で600時間、ドイツの歴史・文化・法制度を学ぶオリエンテーションコースで100時間が設けられている上、仕事に関連付けた言語教育・職業訓練・雇用サポートが行なわれている（日本国際交流センター『ドイツの移民・難民政策の新たな挑戦』）。

日本では、今回新設された「特定技能」制度によって、数年後には「外国人住民300万人」となることが必至である。日本も、ドイツのように「移民政策・社会統合政策」へと転換しなければならぬだろう。それは、福島県の地域経済の活性化・震災復興につながるに違いない。

●佐藤信行(EIWAN代表)

白河サロン「アクアマリン・バスツアー」



2018年12月16日、白河サロンでは年一度のバスツアーに、学習者とその家族40名が参加した。行き先はいわき市の「アクアマリン-ふくしま」。このバスツアーへの申し込みを受け付けると、すぐに募集人数に達したことは、毎回のことながら大変人気のあるイベントと言える。

アクアマリンでは、おのおの「キレイ」「美味し

そう」などと感想を語り合いながら、海の生物に親しみを感じてもらえたようだ。同時に、まるで撮影会のような様子もあり、なかには本格的なカメラを手にシャッターを切っている学習者も見られ、大いに楽しんでいただけたと思う。

アクアマリンの近くには魚市場もあり、その中のレストランにて、魚づくしの昼食も、皆さんには喜んでもらえようである。

ツアーの最後は、昨年オープンしたばかり大規模ショッピングモールでの買い物で締めくくり。多くの学習者、特に女性には目当ての場所となっていただろうことは、想像するに難くない。

いつも白河サロンでは、厳しい表情で日本語学習に打ちこむ姿とは違う学習者たちの笑顔を見ていると、次回もぜひ企画してほしいと願う「リフレッシュ・プログラム」であった。

●倉又恵子(「白河サロン」日本語サポーター)

須賀川「つばさ」の家庭仲良し懇親会

震災直後、2011年7月、須賀川市の中国人コミュニティ「つばさ～日中ハーフ支援会」が結成された。それから8年になる。

2019年2月24日、「つばさ」主催による、外国にルーツを持つ家庭仲良し懇親会が、須賀川市の快晴の湯・芹沢温泉旅館で開催された。懇親会は今回で第7回となるが、「つばさ」結成8年になることから、須賀川市議会議員や中国駐新潟総領事館、福島県日中友好協会、国際交流の会かみあ、そしてEIWANなどがお祝いに駆けつけた。

第一部は、日本人の夫たちから、中国出身の妻たちに、感謝の言葉やプレゼントを贈る「君がいるから」。書いてきた手紙を読み上げる夫や、謝意を言葉で表わすのが苦手だからと歌を捧げる夫など、さまざまな形で思いを伝える。常日頃はなかなか言えない感謝の気持ちを伝える良い機会となったようだ。また「つばさ」に集まる中国人のお母さんたちの活動が、このような家族の応援を得て行なわれていることがよくわかった。

その後、来賓からお祝いの言葉があったが、「つ

ばさ」と同様に中国の言語・文化と関わる団体のみならず、日本語教室や多文化共生ネット、議員の方々も参加しており、「つばさ」の活動が地域全体との関わりを大切にしている様子が窺えた。

第二部は、和食に舌鼓を打ちながら、会員の一発芸や、ゲーム「苦楽ともに（中国語：同甘共苦）」を楽しんだ。「苦楽ともに」とは、お母さんたちが目隠しをして、夫を含めた5人の手を触り、どれが夫の手であるかを当てるゲームである。正解すれば甘いチョコレート、失敗すると酸っぱい飴を渡され、その場で食さなければならない。別人の手を触って、すぐさま「これは違う」と断言するお母さん、悩みに悩んで何度も触り続け、司会者に「もうダメよ!」と言われてしまうお母さんなど、個性豊かな反応が示された。第一部の「君がいるから」と同様、中国では一般的に行なわれているゲームのようで、家族の仲を盛り上げるきっかけとなっていた。

総じてこの日は、日・中双方の家族全体の絆を再確認するような行事であった。

●吉川春香(大学院生)

| EIWAN が主催／共催／支援するプログラム | |
|---|---|
| ●福島サロン | 木曜クラス（毎週木曜日午前 10～12 時／EIWAN 活動スペース） 土曜クラス（第二・第四土曜日午前 10～12 時／EIWAN 活動スペース） |
| ●白河サロン | （月2回／日曜日午後2～4時／マイタウン） |
| ◆ほうらい子ども日本語教室 | （毎週金曜日午後3～7時／EIWAN 活動スペース） |
| ●ミニオリンピックからふる運動会●6月8日（須賀川市いわせ地域トレーニングセンター） | |
| ●多文化キッズキャンプ福島 2019●6月29～30日（国立磐梯青少年交流の家） | |
| ●第4回あいあい自然キャンプ in 紀伊田辺●8月4～10日（カトリック紀伊田辺教会） | |
| ●第2回白河からふるフェスティバル●8月25日（マイタウン白河） | |
| ●第4回ふくしま子ども多文化フォーラム●12月14日（郡山市中央公民館） | |

福島移住女性支援ネットワーク (EIWAN)

〒960-8055 福島市野田町2-3-2 神野ビル3F東 (JR 福島駅西口から徒歩7分)
 電話 080-8215-1556 メール eiwan311@gmail.com
 ホームページ <http://gaikikyo.jp/shinsai/eiwan>
 フェースブック <https://www.facebook.com/eiwanfukushima>

送金先 郵便振替口座番号：00920-0-144820
 口座名称：福島移住女性支援ネットワーク
